

磐田市歴史文書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市歴史文書館条例（平成19年磐田市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 磐田市歴史文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月29日から翌年1月3日までの日

(利用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により、文書館の利用許可を受けようとする者は、磐田市歴史文書館文書等利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、開館日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、磐田市歴史文書館文書等利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(館外貸出し)

第6条 文書等の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用者等の遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は入

館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

文書館の施設又は設備若しくは備付物件を傷つけないこと。

展示又はこれに類する行為をしないこと。

飲食若しくは喫煙し、又は火気を使用しないこと。

危険物を持ち込まないこと。

他人に迷惑となるような行為をしないこと。

文書館内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。

設備、備品、文書等を館外に持ち出さないこと。

その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(損傷又は亡失の届出)

第 8 条 利用者及び入館者は、文書館の施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。